

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物の貯蔵取扱基準適合命令
概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法の規定に違反していると認めた場合には、当該製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、消防法の危険物貯蔵取扱いの規定に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第11条の 5 第 1 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第11条の 5 第 1 項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第 3 項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	